

一法人複数大学化の流れの概要(イメージ)

資料4

※過去の大学統合の例を参考に作成

関係大学での一法人複数大学化の合意締結

- ・学部変更等について設置審への意見伺い(必要に応じて)
- ・新法人に係る予算要求(必要に応じて)

国立大学法人法の改正（法人法別表の改正）

- ・政令、省令等の改正（統合経過措置関係）
- ・法人の長の選考・指名(必要に応じて)
- ・仮登記

一法人複数大学の成立(旧法人の解散、新法人の成立)

- ・法人の長の任命
- ・中期目標の提示・中期計画の認可
- ・財務諸表(開始貸借対照表含む)の提出
- ・新法人が承継した資産価額の決定(資産評価委員会)

- ・資本金額の確定・更生登記

一法人複数大学での学生受け入れ開始